

NSCA資格認定者の皆様へ (CSCS・NSCA-CPT)

NSCAジャパン指導者賠償責任保険 商品説明書

(保険商品名称:施設賠償責任保険・トレーニング指導業務特約条項(NSCAジャパン用)等付帯)

2023年10月
NSCAジャパン事務局

◆ 取扱代理店 東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社
〒103-0027 東京都中央区日本橋1-19-1 日本橋ダイヤビルディング8F
TEL:0120-230-048 (平日午前9時から午後5時まで)

◆ 引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社
(担当窓口)本店営業第四部営業第二課 TEL:03-3285-1793

<<目次>>

1. はじめに
2. NSCAジャパン指導者賠償責任保険とは
3. この保険の対象となる業務
4. 保険期間(保険のご契約期間) と お支払いする損害との関係
5. お支払対象となる保険金の種類・保険金のお支払方法
6. 保険金をお支払いできない主な場合
7. 商品取扱規定
8. Q&A

1. はじめに

従来、ストレングス&コンディショニング(S&C)コーチ・パーソナルトレーナーに対する賠償問題は、社会一般の権利意識の高揚に伴い、職業上の重要なリスクとしてクローズアップされつつあります。
S&Cコーチ・パーソナルトレーナー業務においても、
万一、業務上のミスが発生した場合には顧客や第三者から損害賠償請求を受けるおそれがあります。

2. NSCAジャパン指導者賠償責任保険 とは

次のS&Cコーチ／パーソナルトレーナー業務の遂行にかかわるリスクと、
トレーニング施設の所有・使用・管理にかかわるリスクが保険の対象となります。

(1) 業務にかかわるリスク(業務危険)

日本国内においてS&Cコーチ／パーソナルトレーナーが、
その資格に基づいて遂行したトレーニング指導業務に起因して、他人の身体の障害または財物の損壊について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。

(2) 施設にかかわるリスク(施設危険)

S&Cコーチ／パーソナルトレーナーが上記トレーニング指導業務を遂行するにあたり
所有・使用・管理する施設に起因して、他人の身体の障害または財物の損壊について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。

3. この保険の対象となる業務

この保険は、記名被保険者(加入者)が、
NSCA認定の資格(CSCS/NSCA-CPT)に基づいて行う業務を対象とするものです。
保険の対象となる業務とは、記名被保険者が顧客と指導契約を締結して行うトレーニング指導業務、およびスポーツクラブがその会員と会員契約を締結して行うトレーニング指導業務のうち記名被保険者がスポーツクラブから受託して行うものをいいます。

4. 保険期間(保険のご契約期間) と お支払いする損害との関係

保険期間は1年間です。
保険責任は2023年10月1日の午後4時に開始し、2024年10月1日の午後4時に終わります。
この保険は、主に記名被保険者の業務や記名被保険者が業務を遂行するために所有・使用・管理する施設に起因する他人の身体の障害または財物の損壊について日本国内で保険期間中に発生した場合に限り、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。
詳細は次ページ以降をご確認下さい。
なお、同一の原因・事由から保険期間をまたいで発生した一連の事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、1事故とみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。

5. お支払対象となる保険金の種類・保険金のお支払方法

(1) お支払対象となる保険金の種類

① 法律上の損害賠償金

法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金

！法律上の損害賠償金は、賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となりますので、ご注意ください。

② 争訟費用

損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用(訴訟に限らず、調停・示談なども含みます)

③ 損害防止軽減費用

事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用

④ 緊急措置費用

事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用

⑤ 協力費用

引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

(2) 保険金のお支払方法

① 法律上の損害賠償金は、その額から免責金額を差し引いた額に対して保険金をお支払します。ただし、ご契約された支払限度額がお支払の限度となります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{お支払いする} \\ \hline \text{保険金} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{①} \\ \hline \text{法律上の} \\ \hline \text{損害賠償金} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{免責金額} \\ \hline \end{array}$$

②～⑤の費用は、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります(支払限度額は適用されません)

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{お支払いする} \\ \hline \text{保険金} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{②} \\ \hline \text{争訟費用} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{③} \\ \hline \text{損害防止} \\ \hline \text{軽減費用} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{④} \\ \hline \text{緊急措置} \\ \hline \text{費用} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{⑤} \\ \hline \text{協力費用} \\ \hline \end{array}$$

例外

「①法律上の損害賠償金 > 支払限度額」となる場合は、②争訟費用は、下記の式に従ってお支払いします。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{お支払いする} \\ \hline \text{保険金} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{②} \\ \hline \text{争訟費用} \\ \hline \end{array} \times \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{支払限度額} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline \text{①} \\ \hline \text{法律上の} \\ \hline \text{損害賠償金} \\ \hline \end{array}}$$

6. 保険金をお支払いできない主な場合

次の事由により生じた損害等については、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

① 保険契約者、被保険者の故意
② 記名被保険者の業務の補助者(記名被保険者が常勤するトレーニング施設の従業員を含みます。)が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害(死亡を含みます。)に起因する賠償責任
③ NSCA の認定資格基準からの逸脱に起因する損害
④ 最新の NSCA の指導基準からの著しい逸脱に起因する損害
⑤ 施設の新築、修理、改造、取壊し等の工事
⑥ 自動車、原動機付自転車、航空機の運行に起因する損害
⑦ 施設外にある船・車両(自転車等、原動力がもっぱら人力によるものを除きます。)または動物の所有、使用または管理
⑧ 石綿(アスベスト)、石綿の代替物質(それらを含む製品を含みます。)の発がん性その他の有害な特性
⑨ 汚染物質の排出・流出・いつ出・漏出・放出(ただし、突発的な事象を原因として不測かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見され、引受保険会社に通知されたものは、お支払いの対象となります。)または廃棄物の不法投棄・不適正な処理
⑩ 医療行為等法令により特定の有資格者以外行うことが禁じられている行為
⑪ 核燃料物質・核原料物質・放射性元素・放射性同位元素等による有害な特性またはその作用(放射能汚染、放射線障害を含みます。)(ただし、医学・産業用の放射性同位元素の使用・貯蔵・運搬による損害であり、法令違反がなかった場合は、お支払いの対象となります。)
⑫ 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議および地震、噴火、洪水、津波または高潮
⑭ 他人との特別の約定によって加重された賠償責任
⑬ 被保険者と同居の親族に対する賠償責任

⑭ 作業対象物等が次のいずれかに該当するものである場合は、その損壊による損害に対しては、保険金を支払いません。 (1) 記名被保険者またはその法定代理人(記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関をいいます。以下同様とします。)もしくは使用人が所有する財物(所有権留保条項付売買契約に基づいて購入された財物を含みます。) (2) 記名被保険者またはその法定代理人もしくは使用人がもっぱら特別約款に規定する仕事以外の目的のために使用する財物 (3) 植物・動物等の生物、貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手(料額印面が印刷されたはがきを含みます。)、証書、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、雛型その他これらに類する財物
⑮ 直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。 (1) 自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の現象 (2) ねずみ食いまたは虫食い等の現象 (3) 修理、点検または加工に関する技術の拙劣または仕上不良 (4) 塗装用材料の色または特性等の選択の誤り
⑯ サイバーインシデントに起因する損害・損失のうち、サイバー攻撃によって生じた損害・損失

等

なお、詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によります。保険約款内容の確認をご希望される場合には、団体までご請求ください。また、ご不明な点がありましたら取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。

7. 商品取扱規定

(1) 保険種目(約款構成)

- ①賠償責任保険普通保険約款
- ②施設所有(管理)者特別約款(トレーニング指導業務特約条項(NSCAジャパン用)等付帯)

(2) 被保険者(保険の補償を受けることができる方)

施設特別約款第1条(2)の規定にかかわらず、被保険者は下記のとおりとなります。

NSCAジャパンの会員である以下のいずれかの方

- ①CSCS(NSCA認定ストレングス&コンディショニングスペシャリスト)の認定資格者
- ②NSCA-CPT(NSCA認定パーソナルトレーナー)の認定資格者

(3) ご契約いただく保険の補償ならびに保険料

担保項目	支払限度額	免責金額 (自己負担額)	年間保険料
対人・対物 賠償共通 (CSL)	被害者1名・1事故・1億円	1 事故 5,000円 (基本契約と作業 対象物等損壊担 保特約条項は別 枠となります。)	資格認定者 1名あたり 7,800円 (中途加入の場合の保険料 はP5をご参照ください)
作業対象物等 損壊担保特約 条項(※)	1 事故100万円 (基本契約の内枠となります。)		

(※)作業対象物等損壊担保特約

(1)当社は、施設所有(管理)者特別約款(以下「特別約款」といいます。)に規定する施設または仕事の遂行に起因する作業対象物等の損壊について、被保険者がその財物の正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約条項により、保険金を支払います。

(2)(1)の損害については、特別約款第3条(管理下財物免責の修正)により読み替えられた賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第8条(保険金を支払わない場合)②の規定を適用しません。

(作業対象物等の定義)

記名被保険者が所有、使用または管理する財物のうち、次の財物に該当しないものをいいます。

- ア. 記名被保険者がリース契約、レンタル契約その他の賃貸借契約に基づき他人から借りている財物
- イ. 記名被保険者が他人から借用する不動産(アに規定する財物を除きます。)
- ウ. 記名被保険者が特別約款に規定する仕事の遂行のために他人から支給された資材および設置工事の目的物(工事中仮設物の材料を含みます。)
- エ. 記名被保険者が保管、販売または展示等を目的として受託した財物

なお、作業対象物等には、記名被保険者が行う作業のために記名被保険者が管理する施設にある財物を含みません。 等

(4)加入方法と保険料

- ①更新・加入の場合は、NSCAジャパンのWebサイトを通じて所定の支払方法により着金確認と加入依頼書が毎月15日までにNSCAジャパン事務局に到着確認できたものを翌月1日から補償開始とします。補償期間は2024年10月1日午後4時までです。
- ②中途加入者は、補償開始月により保険料が下記のとおりとなります。

補償開始月	中途加入保険料
11月	資格認定者1名につき 7,150円
12月	資格認定者1名につき 6,500円
1月	資格認定者1名につき 5,850円
2月	資格認定者1名につき 5,200円
3月	資格認定者1名につき 4,550円
4月	資格認定者1名につき 3,900円
5月	資格認定者1名につき 3,250円
6月	資格認定者1名につき 2,600円
7月	資格認定者1名につき 1,950円
8月	資格認定者1名につき 1,300円
9月	資格認定者1名につき 650円

もし事故が起きたときは

ご契約者または被保険者が保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご契約の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

示談交渉サービスは行いません

この保険には、引受保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、被保険者ご自身が、引受保険会社担当部署からの助言に基づき被害者の方との示談交渉を進めていただくことになりますので、ご承知置きください。また、引受保険会社の承認を得ず被保険者側で示談締結されたときは、示談金額の全額または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

保険金請求の際のご注意

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済した金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

ご契約の際のご注意

●告知義務

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。ご契約時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※取扱代理店には、告知受領権があります。

●補償の重複に関するご注意

補償内容が同様の保険契約(特約条項や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

●通知義務

ご契約後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご契約の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。通知義務の対象ではありませんが、住所等を変更した場合にも、ご契約の代理店または引受保険会社にご連絡ください。

●他の保険契約等がある場合

この保険と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:

損害の額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

●代理店の義務

取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

●保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(*)またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

(※)保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

*外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限りです。

●ご加入者と被保険者が異なる場合

ご加入者と被保険者が異なる場合は、このご案内の内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

この商品説明書は、NSCAジャパン指導者賠償責任保険の内容についてご説明したものです。

詳細はご契約者である団体の代表者にお渡しする保険約款によります。保険約款内容の確認をご希望される場合には、団体までご請求ください。

また、NSCAジャパン指導者賠償責任保険の内容について、ご不明点がありましたら取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。同封してある「NSCAジャパン指導者賠償責任保険のご案内」もご参照ください。この保険はNSCAジャパンを保険契約者とし、NSCAジャパン会員でCSGS(NSCA認定ストロング&コンディショニングスペシャリスト)、NSCA-CPT(NSCA認定パーソナルトレーナー)の認定資格者の方を記名被保険者とするNSCAジャパン指導者賠償責任保険(施設賠償責任保険・トレーニング指導業務特約条項(NSCAジャパン用)等付帯)の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等はNSCAジャパンが有します。

<重大事由による解除について>

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。

この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にご加入したこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合

等

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808 <<通話料有料>>

IP 電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。

受付時間: 平日午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

8. Q&A

Q1. トレーナー(指導員)が顧客・生徒から損害賠償請求をうけることがあるのでしょうか？

A1.

- トレーナーが所属している組織(企業・学校etc)などに対し損害賠償請求がなされるケースが一般的ですが、被害者はトレーナー個人に対し損害賠償請求をなすことも可能です。
- Q3のA3もご参照ください。

Q2. トレーナー(指導員)は、一般的に損害賠償請求に対して通常どのような保険に加入して、これに対応していますか？

A2.

- 賠償事故の実態をふまえて、指導対象者への賠償リスクに対しては、トレーナー個人ではなく、組織として保険加入するのが一般的です。

Q3. 所属組織が既に保険に加入していますが、わざわざ【NSCAジャパン指導者賠償責任保険】に加入する必要があるのでしょうか？

A3.

- 合、
- NSCA認定者のような特別の資格に基づき高水準の指導を実践する指導員の過失が原因で、不幸にも事故が生じた場合、その損害賠償について組織が指導員(認定者)個人に求償をする可能性があります。
 - 被害者への賠償において認定者個人と組織との責任分担についてトラブルになるケースが想定されます。
 - 被害者から、トレーナー個人に対して、直接損害賠償請求がなされる可能性もあります。
 - こうしたケースを想定して設計されたのが【NSCAジャパン指導者賠償責任保険】です。

Q4. NSCAジャパン指導者賠償責任保険が補償する事故とはなんですか？

A4-1.

本保険では以下の業務の遂行またはその業務を遂行するために記名被保険者が所有・使用又は管理する施設に起因して他人の身体の障害または財物の損壊について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償しています。

●業務とは...

NSCAが認定した資格(CSCS/ NSCA-CPT)に基づき行われる次の業務をいいます。

- ①記名被保険者が顧客と指導契約を締結(※)して行うトレーニング指導業務
- ②スポーツクラブがその会員と会員契約を締結して行うトレーニング指導業務のうち記名被保険者がスポーツクラブから受託して行うもの

A4-2.

(※) 契約の締結とは、次の項目を充足する契約書を取り交わすことを言います。
(記載フォームを問いません。)

- ・顧客氏名(法人/団体に所属の場合は名簿可)
- ・契約の開始・終結
- ・提供されるサービスの内容(トレーニングプログラム目的・目標)
- ・サービスに対する対価(コミッション)の具体的支払手続き方法
- ・契約承認の意志表示(顧客の署名)

Q5. 自分の所有物を壊しても補償となりますか？

A5.

ご自身がリース契約・レンタル契約・その他の賃貸借契約に基づき他人から借りているものを含め、ご自身の所有物は補償の対象外となります。